個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

区内ブロック塀等の点検調査業務の委託について (委託内容の変更)

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(業務委託)

(担当部課:都市計画部建築調整課)

事業の概要

事業名	既存建築物の防災対策指導 (ブロック塀等アドバイザー派遣)	
担当課	建築調整課	
目的	区内のブロック塀、万年塀、石積塀(以下「ブロック塀等」という。)の点検調査を実施し、当該ブロック塀等の所有者又は管理者に対して適切な維持管理の周知・啓発を図るとともに、危険な箇所については指導を行うことにより、震災時等の安全化を図る。	
対象者	区内道路沿いの耐震性が特に十分でないブロック塀等の所有者又は管理者	
事業内容	1 概要 区では、平成30年の大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故をうけ、ブロック塀、万年塀、石積塀(以下「ブロック塀等」という。)約1万件の点検調査を実施し、安全対策に取組んできた(平成30年度第5回情報公開・個人情報保護審議会了承済み)。 今後、より一層の安全化を図るため、区内道路沿いの高さが高い塀や擁壁上部の塀などの「耐震性が特に十分でないブロック塀等」を対象に、専門的知見のあるアドバイザーを派遣し、改善に関する相談を行い、安全化を促していく。	
	2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 ブロック塀等の安全度について評価を行うという専門技術的知識を要するため、 当該専門ノウハウを有する業者に行わせる方がより効率的に行うことができるため、以下業務を委託する。 (1) ブロック塀等の所在地への訪問及び所有者又は管理者への説明 (2) アドバイザー派遣業務(新規) (3) 報告書の作成及び通知書の作成・印刷・封入厳封	
	 3 予定対象件数 (1)耐震性が特に十分でないブロック塀、高さが2.2 m以上の塀、擁壁上部に設置されている塀、ひび割れや傾きなど劣化損傷の著しい塀など区内約1,000箇所 (2)アドバイザー派遣件数年間約10件 ※個人情報の流れは資料92-1のとおり 	

件名 区内ブロック塀等の点検調査業務の委託について (委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が、平成30年度第5回情報公開・個人情報保護審議会了承済みの内容からの変更箇所

保有課(担当課)	<u> 半成30年度第5回情報公開・個人情報保護審議会了承済みの内容からの変更箇所</u> 建築調 <u>整</u> 課
登録業務の名称	ブロック塀等アドバイザー派遣業務委託
委託先	一般社団法人新宿建築事務所協会 ※1級建築士又は2級建築士、木造建築士を有する委託先とする。
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【委託先に提供する情報項目】 氏名、住所、電話番号
処理させる情報項目の記 録媒体	紙、電磁的媒体(CD-R、委託先のPC及びサーバ)
委託理由	ブロック塀等の安全度について評価を行うという専門技術的知識を要する ため、当該専門ノウハウを有する業者に行わせる方がより効率的に行うこと ができるため。
委託の内容	(1) ブロック塀等の所在地への訪問及び所有者又は管理者への説明 区が発行した身分証明書を携帯し、ブロック塀等の所在地に訪問し、居住 する所有者又は管理者にアドバイザー派遣の趣旨を説明し、 了承を得て点検 調査及びアドバイザー派遣による相談を実施する。 (2) アドバイザー派遣業務 ① ブロック塀等の点検調査 ② 計測(改善参考図作成のための高さ長さ厚み等) ③ 改善参考図の作成及び説明 ④ 概算見積書の作成及び説明 ⑤ 改善に向けた相談、助成制度の説明、改善工事の進め方の説明、リフォーム協議会の紹介など (3) 報告書の提出 派遣結果をもとに報告書を作成し、通知書の作成・印刷・封入厳封したものを区に提出する。
委託の開始時期及び期限	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(次年度以降も同様の業務 委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり